

社会保険 | Covid-19の影響を受けた雇用者の失業保険基金への保険料の減額

2021年9月

■ 法令

新型コロナウイルス感染症パンデミックの影響を受ける雇用者・被雇用者を支援するため、政府決議 RESOLUTION 116/NQ-CP が2021年9月24日付で発行されました。

■ 雇用者の失業保険基金への保険料の減額

A) 適用対象

雇用法 LAW 38/2013/QH13 第43条に定める雇用者で、2021年10月1日までに失業保険に加入している者

B) 内容

失業保険基金への保険料の対象となる拠出率を1%から0%に引き下げる

C) 対象期間

2021年10月1日から2022年9月30日までの12か月間

■ (参考) 雇用者の保険料負担

No	雇用者の保険料	対象期間
1	労働災害・職業病基金への保険料 0.5%/月 → 0%/月	2021年7月1日～2022年6月30日
2	失業保険基金への保険料 1%/月 → 0%/月	2021年10月1日～2022年9月30日

■ お問い合わせ

✓ ベトナム進出支援 ✓ 月次記帳 ✓ 税務申告 ✓ ライセンス ✓ ビザ ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

- ▶ ハノイ事務所
- ▶ ホーチミン事務所
- ▶ ウェブサイト
- ▶ Email

設立：2009年（クライアント数300社以上）

TEL：024-3943-2742

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/>

vn@nacglobal.net

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。